

1 基本的な考え方

（1）図書館とは（図書館法 法律第118号、昭和25年4月30日、以下「法律」という）

○図書館とは（法律第二条）

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館または図書室を除く。）をいう。

○図書館の役割（法律第三条）

図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、さらに学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項（※）の実施に努めなければならない。

※郷土資料、地方行政資料等の収集、目録の整備、読書会等の開催等9項目を列記している。

（2）計画の位置づけ

- ①「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号、以下「望ましい基準」という。）」において、公立図書館が策定するように努めるものとされた「基本的運営方針及び事業計画」に準ずる計画として位置付ける。
- ②「豊島区基本計画」、「豊島区生涯学習推進ビジョン」をはじめ区内関連計画との整合性を図りつつ、区民全体の読書活動の推進及び地域の学習・情報拠点として、今後区立図書館が区民に果たしていく役割や取り組むべき方針を明確にする。
- ③「豊島区立図書館基本計画」の子ども（0歳児から概ねの18歳）の読書活動推進については、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の法定努力義務及び「東京都子供読書活動推進計画」と整合性を図った「豊島区子ども読書活動推進計画」が補完する。

豊島区立図書館基本計画（第二次）の骨子（案）

（3）計画の基本理念

「本がつなぐ人と人」との循環（わ）で、「区民が自ら手を伸ばす」生涯学習の場を創造

～ にぎやかな（多くの人に利用される）公共図書館をめざして～

- ①地域文化の継承と新たな文化の創出
- ②読書活動の推進
- ③生涯学習機会の提供（学び続ける意欲の向上）

（4）にぎやかな（多くの人に利用される）公共図書館とは

①今後の図書館に求められるものは

地域社会の知の基盤のネットワークハブとなる図書館、社会情勢の変化に寄り添う図書館
地域振興に貢献する「知の地域づくり」の場である図書館

②求められる図書館の姿を目指して取り組むべきことは

「多くの貸出」から「多くの利用」への転換、図書館の意義の発信、自治体のまちづくりとの結びつきをつくる
庁内各部署が掲げる問題・課題解決への貢献

③豊島区立図書館が目指す方向性

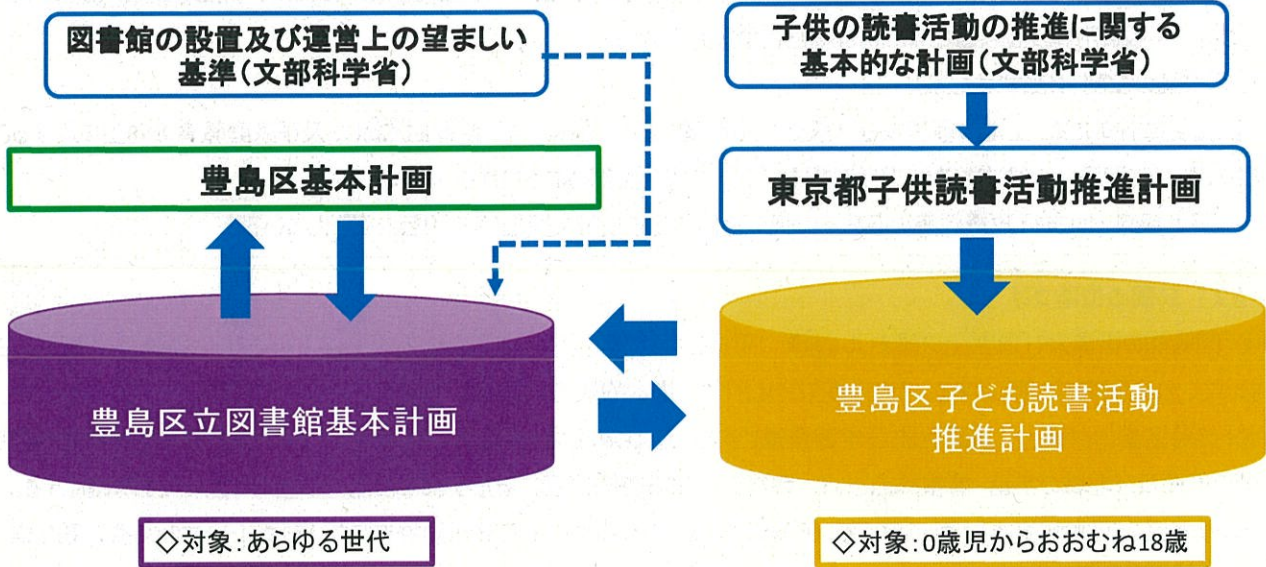
多くの人にとって身近な存在でなければならない、多様な人が集まる場所であり、多様な人の利用方法があって良い場所
多様な目的によって変化していく場所、必ずしも図書館の中の場所にとらわれない

⇒図書館はあらゆる人が平等に利用し、共有できる「自立支援の場」

＝「にぎやかな（多くの人に利用される）公共図書館」

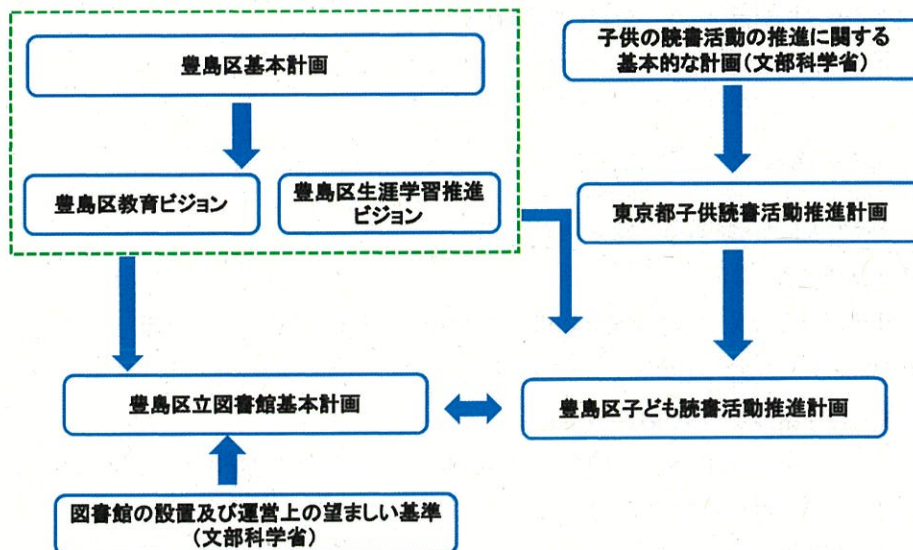
（5）計画の体系

「本がつなぐ人と人」の循環(わ)で「区民が自ら本に手を伸ばす」生涯学習の場を創造



3

（6）他の計画等との位置づけ



（7）計画制定・改定経緯

○ 第一次：平成29年5月（平成29年度～令和2年度：4年間）

※新型コロナウイルス感染症の影響で計画策定を1年間延期、計画期間を令和3年度までの5年間とした。

4

（8）計画の期間

- 豊島区子ども読書活動推進計画は、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」、「東京都子供読書活動推進計画」を受けて豊島区の子ども読書活動推進に関する方策を示すものとする。
- 豊島区立図書館基本計画は、豊島区基本計画の多様な生涯学習活動への支援のための豊島区立図書館の方策を示すものとする。
- 二つの計画は豊島区の図書館の在り方を総合的に示すものであるため、計画期間を同一とする。
- 計画の策定期間は、東京都子供読書活動推進計画を豊島区計画に反映するため、東京都の計画策定後、同計画と社会情勢の変化を検証し、中間見直しをし、終了年には計画改定をする。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
国	子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次基本計画)					子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(第五次基本計画)								
東京都				東京都子供読書活動推進計画((第四次)					東京都子供読書活動推進計画((第五次)					
豊島区				豊島区子ども読書活動推進計画(第四次)					豊島区子ども読書活動推進計画(第五次)					
				豊島区立図書館基本計画(第二次)					豊島区立図書館基本計画(第三次)					
				豊島区基本計画(後期)										

5

2 図書館の役割

（1）区立図書館の体制

①中央図書館の役割

区立図書館全体の企画・運営・管理等を調整する基幹図書館。

区の情報拠点の中核として、地域図書館を支えながら区民の生活や様々な活動の課題解決に資する。

②地域中心館（巣鴨・千早図書館）の役割

地域図書館の活性化を図るため、東西地域に立地する地域図書館3館のうち1館を地域中心館とする。

東部：巣鴨図書館（駒込・上池袋） 西部：千早図書館（池袋・目白）

地域中心館は、管轄地域全体の調整をし、基幹図書館（中央）へ調整内容を報告する。

その他、以下③の地域図書館の役割も含む

③地域図書館の役割（駒込・巣鴨・上池袋・池袋・目白・千早図書館）

地域住民の生活や様々な活動を支えるための地域にねざした図書館。

地域特性を活かし、中央図書館と連携を取りながら地域ニーズにこたえるサービス拠点となる。

地域の伝統や文化に関する資料の収集・保存を行い、次世代に敬称していくとともに、新たな文化を創出するための地域資源の掘り起こしをする。

6

（２）社会情勢の変化

- ①「SDG s 未来都市」「自治体SDG s モデル都市」へ豊島区が選定
- ②としま文化の日制定
- ③読書バリアフリー法の制定
- ④DXの推進
- ⑤多文化共生の推進
- ⑥新型コロナウイルス拡大による生活様式のシフト

＜これからの図書館＞

- ①社会情勢の変化に沿った
- ②来館等利用形態にとらわれない
- ③誰もが享受できるサービス



区立図書館の役割の明確化



基礎となるサービスの充実
新たなサービスの提供

7

（３）今後の区立図書館の役割（場）

①乳幼児から高齢者まで日常生活を豊かにするために地域住民が気軽に訪れ、図書資料等に親しむことのできる場

○読書環境の整備： 性別、障害の有無、日本語を母国語としないを問わず、一人ひとりが自らの意思で、本に手を伸ばし、新しい世界の扉を開くことができる環境整備をする。

②区民の日常生活において生じる疑問や、区民が携わる事業活動に関わる課題の解決を図るために必要な図書資料等を提供する場

③「自分づくり」「地域づくり」のプラットフォームとなり、地域コミュニティの活性化を促進する場

○場の開放・場の創造

社会情勢の変化に柔軟に対応するため、あらゆる主体に図書館の「場」を開放する。

図書館の場所に限られることなく、区民があらゆる場所で「本」と親しむことのできる環境を整備する。

○あらゆる主体との連携

関連部署・学校・地域・家庭・民間企業・団体等と連携して場を創造する。

図書館はその主体間をつなぎ合わせるプラットフォームとなる役割を担う。

○人の育成・人の交流

読書から得た知識や感性・知恵を人から人へと受け継ぎ、「人」と「人」との交流が絶えない環境整備をする。

④まちのあらゆるところに読書の楽しさに触れることができる機会を創出する場

○図書館外の読書環境整備

区内の至ところ（公園や他の施設等）での本に触れることができる環境整備をする。

8

3 これからの取組

（1）基礎的な取組と「にぎやかな（多くの人に利用される）公共図書館」を目指した重点的な取組

①地域社会の知の基盤のネットワークハブとなる図書館

- ・地域資料・行政資料の充実／地域の課題解決・庁内の政策立案等の補完【重点1】
- ・蔵書の構築／資料収集方針の改定、地域資料の保存と公開
- ・地域の課題に対応したサービス／政策立案・調査研究支援・テーマ展示
- ・情報サービスの充実／レファレンス、ブックリスト、パスファインダー、データベースの提供

②社会情勢の変化によりそう図書館

- ・DX化の促進／電子書籍の検討、オンラインによるサービス提供の促進【重点2】
- ・貸出サービスの充実／郵送サービス、貸出拠点の設置、電子サービス
- ・施設・整備／誰もが利用できる施設の整備【重点3】
- ・利用者に対応したサービス／情報発信の充実、障害者等多様な利用者・読書形態への対応
- ・管理運営体制の構築／管理運営方針、基幹（中央）・地域中心館の体制再構築、災害対策 等

③まちづくりとの結びつきをつくる図書館

- ・まちの中での場の創出／地域社会の人々が集まる色々な場所で図書館サービスを提供【重点4】
- ・多様な学習機会の提供／オンライン講座、他機関との連携・協働

9

④地域振興に貢献する「知の地域づくり」の場である図書館

- ・図書館の意義の発信／図書館の利用増、区民等の地域の学びの場への参画を促進【重点5】
- ・ボランティア活動の推進／ボランティア支援・他ボランティア団体との連携
- ・図書館職員の人材育成／多様に変化するニーズにこたえるためのスキル向上

（2）図書館とSDGs

①資料の収集・保存

- ・2030アジェンダのビジョンと目標に関係する図書と人々の出会いをつくる読書推進のための資料を収集する

②知識を深める事業の実施

- ・あらゆる世代が知識を深めることができる事業を実施。図書資料と結びつけ個々の学びをより深める
- ・情報交換の場を提供し、個々の学びから集団の学びへとつなげる

③あらゆる行政分野と地域社会をつなぐ

- ・行政情報とSDGsの最新情報を提供することで、地域における政策の実現を支援し、目標達成の強靱なパートナーシップ形成に貢献する

4 推進にむけて

（１）計画の進行管理

計画の進捗状況を調査・分析・検証し、図書館経営協議会に報告するとともに、区民に公表する。

- ① 図書館経営協議会への報告
- ② 「豊島区読書活動に関する実態調査」
- ③ 利用者満足度調査
- ④ 区職員への意識調査

（２）関係機関等との連携・あらゆる主体の参画

「にぎやかな（多くの人に利用される）公共図書館」を促進するため、区民・ボランティア団体他、大学、学校、企業、区内関係部署等との連携をより強化し、誰にも開かれた自立支援の場の整備を進めていく。

11

計画の体系

基本理念

「本がつなぐ人と人」の循環(わ)で「区民が自ら本に手を伸ばす」生涯学習の場を創造
 ～にぎやかな(多くの人に利用される)公共図書館を目指して～

- ① 地域文化の継承と新たな文化の創出
- ② 読書活動の推進
- ③ 生涯学習機会の提供(学び続ける意欲の向上)

「にぎやかな(多くの人に利用される)公共図書館」とは

- ① 地域社会の知の基盤のネットワークハブとなる図書館
- ② 社会情勢の変化によりそう図書館
- ③ まちづくりとの結びつきをつくる図書館
- ④ 地域振興に貢献する「知の地域づくり」の場である図書館

「多くの貸出」から「多くの利用」へ

あらゆる人が平等に利用し、共有できる「自立支援の場」

多くの人に利用される図書館＝「にぎやかな公共図書館」

区立図書館の役割(場)

- ① 乳幼児から高齢者まで日常生活を豊かにするために地域住民が気軽に訪れ、図書資料等に親しむことのできる場
- ② 区民の日常生活において生じる疑問や、区民が携わる事業活動に関わる課題の解決を図るために必要な図書資料等を提供する場
- ③ 「自分づくり」「地域づくり」のプラットフォームとなり、地域コミュニティの活性化を促進する場
- ④ まちのあらゆるところに読書の楽しさに触れることができる機会を創出する場

「にぎやかな公共図書館」を目指した重点取組

- 【重点1】 地域資料・行政資料の充実／地域の課題解決・庁内の政策立案等の補完
- 【重点2】 DX化の促進／電子書籍の検討、オンラインによるサービス提供の促進
- 【重点3】 施設・整備／誰もが利用できる施設の整備
- 【重点4】 まちの中での場の創出／地域社会の人々が集まる色々な場所で図書館サービスを提供
- 【重点5】 図書館の意義の発信／図書館の利用増、区民等の地域の学びの場への参画を促進
- 【図書館とSDGs】 2030年に向けた目標達成の図書館の取組み

計画推進に向けて

- ① 図書館経営協議会への進捗報告
- ② 実態調査・満足度調査・意識調査
- ③ あらゆる主体との連携

12

豊島区立図書館基本計画（第二次）骨子（案）目次（第一次との新旧）

第一次計画	第二次計画
<p>I 基本的な考え方</p> <p>1 策定の背景</p> <p>2 目的</p> <p>3 事業期間及び位置づけ</p> <p> (1) 期間</p> <p> (2) 計画の位置づけ</p> <p>II 基本方針</p> <p>1 基本理念</p> <p>2 区立図書館の役割</p> <p> (1) 中央図書館の役割</p> <p> (2) 地域図書館の役割</p> <p>III 図書館の取組方針</p> <p>1 蔵書の構築</p> <p> (1) 資料収集方針</p> <p> (2) 地域資料の保存と公開</p> <p>2 図書館サービス方針</p> <p> (1) 貸出サービスの充実</p> <p> (2) 情報サービスの充実</p> <p> (3) 地域の課題に対応したサービス</p> <p> (4) 利用者に対応したサービス</p> <p> (5) 多様な学習機会の提供</p> <p> (6) ボランティア活動の促進</p> <p> (7) 職員等の研修の充実</p> <p>3 施設管理運営方針</p> <p> (1) 中央図書館</p> <p> (2) 地域図書館</p> <p> (3) 図書館施設の維持・保全方針</p> <p> (4) 広報活動及び情報公開</p> <p> (5) 図書館経営協議会</p> <p>IV 事業計画</p> <p>1 指標・目標値</p> <p> (1) 指標</p> <p> (2) 目標値</p> <p>2 計画事業</p> <p> (1) 蔵書の構築事業</p> <p> (2) 図書館サービス事業</p> <p>3 施設管理運営事業</p> <p>V 推進に向けて</p> <p>1 計画の進行管理</p> <p>2 関係機関との連携強化</p>	<p>1 基本的な考え方</p> <p> (1) 図書館とは</p> <p> (2) 計画の位置づけ</p> <p> (3) 計画の基本理念</p> <p> (4) にぎやかな（多くの人に利用される） 公共図書館とは</p> <p> (5) 計画の体系</p> <p> (6) 他の計画等との位置づけ</p> <p> (7) 計画制定・改定経緯</p> <p> (8) 計画の期間</p> <p>2 図書館の役割</p> <p> (1) 区立図書館の体制</p> <p> (2) 社会情勢の変化</p> <p> (3) 今後の区立図書館の役割（場）</p> <p>3 これからの取組</p> <p> (1) 基礎的な取組と「にぎやかな（多くの人に利用される）公共図書館」を目指した 重点的な取組</p> <p> ①地域社会の知の基盤のネットワークハブ となる図書館</p> <p> ②社会情勢の変化によりそう図書館</p> <p> ③まちづくりとの結びつきをつくる図書館</p> <p> ④地域振興に貢献する「知の地域づくり」の 場である図書館</p> <p> (2) 図書館とSDGs</p> <p> ①資料の収集・保存</p> <p> ②知識を深める事業の実施</p> <p> ③あらゆる行政分野と地域社会をつなぐ</p> <p>4 推進に向けて</p> <p> (1) 計画の進行管理</p> <p> (2) 関係機関等との連携・あらゆる主体の 参画</p>

